

令和8年度 石垣空港パンフレットケース使用申込書

空

提供枠		パンフレットサイズ	使用料
グループ①	10 枠	縦 30cm 以内×横 12.5cm以内 ※フリーペーパーは縦 30cm 以内×横 22cm 以内	1 枠 24,000 円 (月額 2,000 円) ※令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日 至
グループ②	20 枠		
グループ③	15 枠		
グループ④	15 枠		
グループ⑤	20 枠		
グループ⑥	30 枠		

【確認事項】

- お申し込みは1会員1枠となり、フリーペーパーについては2枠の使用申し込みを認めます。パンフレットの設置枠は先着順にて決定しますのでご希望に添えない場合もございます。
- お申込の際は設置するパンフレットを1部ご持参ください。
- 業種別に枠を配置しておりますので本会登録の業種を予めご確認下さい。
- 申込書には本会登録の会員名並びに代表者名をご記入ください。社印及び代表者の印鑑が押されていない申込書は受付できませんので予めご了承ください。
- 本会登録情報と申込書への記載内容に相違がある場合は受付することができません。登録情報に変更がある場合は、申込当日までに「会員変更届」または「会員情報カード」を事務局までご提出ください。
※手続きに必要な書類様式は[会員専用ページ](#)及び本会事務局にて入手できます。
- 本申込書をもって請求書とさせていただきますのでご了承ください。
- 事務局管理枠（イベント枠）は1ヶ月から申し込みが可能です。

令和 年 月 日

一般社団法人石垣市観光交流協会会長 様

パンフレットケース管理運営規程を了承し、使用申し込み致します。

会 員 名	※本会登録の会員名は、別紙の会員企業一覧(業種別)にてご確認ください。		
代表者 (役職/氏名)	印		
住 所		連絡先	
メールアドレス		担当者名	

【領収証宛名】

※全ての項目に記入をお願いします。

(事務局記入欄)

事務局長	経 理	受 付

申 込 枠	
—	—

使用期間: 令和 年 月 日～令和 年 月 日

使用料: 円(月)

パンフレットケース管理運営規程

(目的)第1条

本会事業の一環として、石垣空港内・離島ターミナル内にパンフレットケースを設置し、会員向けに貸し出し管理運営にあたり、本会事業運営資金とする。

(貸出期間)第2条

毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。

(募集時期)第3条

募集期間を明記したものを毎年2月中に、会員宛(特別会員、賛助会員を除く)に募集要項並びに申込用紙を添付の上、郵送するものとする。

(料金及びサイズ・設置)第4条

1. パンフレットケースの使用料・各枠のパンフレットサイズは下記の通りとする。

但し、5月以降の申し込みについては月割りの使用料となる。

2. パンフレットが、規定より大きい場合は、折る等して規定内のサイズに収める事とし、規定内に収まっていないものに関しては、規定内サイズに収まるまでの間は撤去する。

提供枠数	月額使用料	年間使用料	パンフレットサイズ
石垣空港(110枠)	2,000円	24,000円	縦:30cm×横:12.5cm以内
離島ターミナル(80枠)	2,000円	24,000円	

(申込)第5条

1. 本会事務局において申込書並びに年間使用料を添えて申し込むものとする。

2. 申込枠は抽選にて決定するものとし、各枠が定数に達し次第締め切るものとする。

3. 申込枠は業種並びに上記パンフレットサイズにより決められた場所に設置する。申込パンフレットの設置したい場所と指定の設置場所が異なる場合は調整可能とするが、他の迷惑にならないよう考慮すること。指定設置場所以外に設置した場合、他社のパンフレットにより御社のパンフレットが見えなくなる場合があっても了承するものとする。

4. 横幅が指定サイズを超える場合は2枠の申込とする。

5. 申込枠は、石垣空港は1事業所1枠までとする。ただし、離島ターミナルは1事業所2枠までとする。

6. 石垣空港パンフレットケースには、フリーペーパー情報誌(※)の設置枠を設け、2枠までの利用を認めることとする。

※一社だけの紹介ではなく、会員企業が多数入っているものとする。

7. 設置するパンフレットに関しては、会員(商号)登録されている事業所(店舗)のパンフレットのみ置く事が出来る。

8. 設置するパンフレットへの記載内容や表現が、虚偽や誤解を著しく招くと判断した場合、またこれまでに観光客などを含むパンフレット利用者より、苦情があったにも関わらず記載内容の訂正及び改善が行われていない場合、本会が訂正及び改善がされたと確認するまでの間は、パンフレットケースの使用申し込みを受付しないこととする。

(途中解約)第6条

1. パンフレットケース使用期間中に、本会を退会した場合や使用を解約した場合、残存期間の使用料は返金しないこととする。

2. 使用会員が本会会費を6ヶ月以上滞納し、再三の催促にも拘らず入金を確認できない場合は、本会「会費納入に関する規約」に基づき、退会したものとみなし当契約を解約し残存期間の使用料を滞納会費に充てることとする。

3. 観光客などを含む施設利用者より、パンフレット記載内容についての苦情が著しい場合は、使用期間中であってもパンフレットケースの使用を停止・解約することが出来ることとし、使用料については当規定第6条1項を適用する。

(管理体制)第7条

1. パンフレットケースの管理は、本会職員がその業務に当たるものとする。ただし、パンフレットの補充は各事業所が行なうものとする。

2. パンフレットケースは現状のままで使用すること。

(附則)

この規程は、平成15年度第3回理事会の承認を得て、平成15年7月16日より一部改訂する。

この規定は、平成17年度第3回理事会にて承認を得て、平成17年8月1日より一部改訂する。

この規定は、平成20年6月より一部改定する。

この規定は、平成21年6月より一部改定する。

この規定は、平成22年6月より一部改定する。

この規定は、平成24年度第6回理事会の承認を得て、平成24年2月14日より一部改定する。

この規定は、平成25年度第7回理事会の承認を得て、平成26年2月18日より一部文言と使用料を改定する。

この規定は、平成27年度第6回理事会の承認を得て、平成28年2月24日より一部改定する。

この規定は、平成29年度第6回理事会の承認を得て、平成30年2月27日より一部文言と使用料を改定する。